

岡山大学文明動態学研究所共用機器利用規程

令和 8 年 9 月 9 日
岡大文明規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人岡山大学文明動態学研究所が管理するマイクロフォーカス X 線 CT システム（以下「共用機器」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第 2 条 当施設の共用機器を利用できる者は、本学並びに本学以外の大学及び学術研究組織（企業等の研究所を含む。）に所属する者とする。ただし、所長が特に認めた者についてはこの限りではない。

(利用許可)

第 3 条 共用機器を利用しようとする者は、所長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 利用申請及び利用許可に関し必要な事項は、別に定める。

3 第 1 項により共用機器の利用の許可を受けた者を「利用者」という。

(管理者の選任)

第 4 条 所長は、共用機器の管理運営に必要な管理者を置くことができる。

(遵守事項)

第 5 条 利用者は、関係法令、本学の諸規則及び管理者の指示に従わなければならない。

2 利用者は、共用機器の利用により知り得た情報及び他の利用者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(利用許可の取消等)

第 6 条 所長は、利用者が本規程又は管理者の指示に違反した場合、及び共用機器の管理運営上支障があると認めた場合は、利用許可を取消し、又は利用を停止することができる。

(利用料金)

第 7 条 利用者は、共用機器の利用に要する経費を負担するものとする。

2 利用料金その他必要な事項は、別に定める。

(損害賠償)

第 8 条 利用者は、故意又は重大な過失により共用機器を損傷し、又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第9条 本学は、共用機器の利用により利用者に生じた損害について、本学に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責を負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、共用機器の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年9月9日から施行する。